

内共第五号第五種共同漁業権遊漁規則新旧対照表

改正後

第1条から第2条 (略)

(遊漁についての制限)

第3条 第1項から第4項 (略)

5 第2項の定めにかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域内においては、採捕をしてはならない。ただし、前白根沢の本流及び支流を除いては、イ欄の漁具・漁法で釣った魚を直ちに再放流する場合はこの限りではない。なお、期間は、ウ欄の期間とする。

ア区域	イ漁具・漁法	ウ期間
北沢と早川との合流点より上流の早川の本流及び支流。但し、中白根沢と早川との合流点より下流の本流を除く	竿釣り。ただし疑似餌(返しの無い1本針)による釣り	3月15日～9月15日まで

6 第2項の定めにかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域内においては、採捕してはならない。ただし、イ欄の漁具・漁法で釣った魚を直ちに再放流する場合はこの限りではない。なお、期間はウ欄の期間とする。

ア区域	イ漁具・漁法	ウ期間
早川本流湯島橋(山梨県企業局所管)より上流の早川本流と滑河内川との合流まで	竿釣り。ただし疑似餌(返しの無い1本針)による釣り	3月15日～9月30日まで

第4条から第8条 (略)

付則 (施行期日)

令和6年1月1日から施行する。

付則

この規則一部改正は、行政庁の認可のあった日(令和 年 月 日)から施行する。

現 行

第1条から第2条 (略)

(遊漁についての制限)

第3条 第1項から第4項 (略)

5 第2項の定めにかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域内においては、採捕をしてはならない。ただし、前白根沢の本流及び支流を除いては、イ欄の漁具・漁法で釣った魚を直ちに再放流する場合はこの限りではない。なお、期間は、ウ欄の期間とする。

ア区域	イ漁具・漁法	ウ期間
北沢と早川との合流点より上流の早川の本流及び支流。但し、中白根沢と早川との合流点より下流の本流を除く	竿釣り。ただし疑似餌— —による釣り	3月15日～9月15日まで